

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示 目 次
昭和五十四年十月十九日発生
の台風二十号による災害に
対する災害救助法の適用

告 示

鳥取県告示第九百五号

昭和五十四年十月十九日発生
の台風二十号による災害に
関し、十月十九日から鳥取
市の区域に災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八
号)を適用する。

昭和五十四年十月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三